

「地域でつくる！高齢者の外出支援セミナーin日田」

資料集

開催日時 2020年1月11日（土）13：30～16：00

会場 日田市アオーゼ 多目的ホール

主催 NPO法人 全国移動サービスネットワーク

後催 大分県、日田市

協力 日田の福祉を学ぶ会



「地域でつくる！高齢者の外出支援セミナーin日田」

《プログラム》

【基調講演】

13:35～14:15 (40分)

「住民主体の移動・外出支援のしくみと動向」…………… p.1

河崎民子氏／NPO 法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長

【事例紹介 1】

14:15～14:35 (20分)

「通所付添サポート事業／岡山県吉備中央町」…………… p.18

石井瑞枝氏／吉備中央町保健課長

【事例紹介 2】

14:35～15:05 (30分)

「福岡市内の買い物支援事例と社会福祉協議会による推進策」…………… p.25

山田美和氏／社福）福岡市社会福祉協議会地域福祉課 買い物支援推進員

【パネルディスカッション】

15:15～16:00 (45分)

「移動・外出支援をめぐる課題と対策」

コーディネーター : 棕野美智子氏／松山大学特任教授

パネリスト : 河崎民子氏／石井瑞枝氏／山田美和氏

コメンテーター : 嶋田暁文氏／九州大学教授



住民主体の移動・外出支援ーしくみと動向ー



NPO法人 全国移動サービスネットワーク
副理事長 河崎 民子

1

生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

【その背景など】

- 1) 少子高齢化&過疎化の進行
高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

- 日常生活上必要な活動のため
高齢者が独力で移動せざるを得ないケースが増加



全国の買い物弱者
700万人
(総務省の推計)

- 2) 高齢者の体力

駅やバス停まで歩行できる距離 (& 坂道、買物の荷物)

- 休まずに歩ける距離は100メートルまでと回答
…高齢者の1割、75歳以上は17%

国の調査

- 3) 地域交通の衰退&地元商店の撤退

- マイカー中心のライフスタイル。スーパー等の郊外化
- バスやコミュニティバスがない。あっても週1便、1日2便など

- 4) 高齢者間にも経済格差が拡大

- 買物等にタクシーを使える人は多くない

大巻・泉コース時刻表

運行日: 月～金曜日(祝日と12月) 日～月3日は運休
※開行日 大巻タクシー 電話 772-2440

停留所名	1便	2便	3便	4便
泉新田・泉有間バス停	8:45	13:30	18:15	19:30
泉下口	8:46	13:31	18:16	19:31
下流新田公民館	8:48	13:33	18:18	19:33
泉新田・八幡農園	8:51	13:36	18:21	19:36
泉ふれあいセンター	8:54	13:39	18:24	19:39
八巻通り	8:56	13:41	18:26	19:41
五日町駅前	9:00	13:45	18:30	19:45
五日町・いづみば	9:01	13:46	18:31	19:46
久之下集会所前	9:02	13:47	18:32	19:47
五日町小学校前	9:05	13:50	18:35	19:50
伊止上	9:06	13:51	18:36	19:51
伊止下	9:07	13:52	18:37	19:52
長・寺成クリーニング	9:08	13:53	18:38	19:53
泉新田集会所前	9:09	13:54	18:39	19:54
泉新田・エコートサービス	9:10	13:55	18:40	19:55
伊止文	9:15	14:00	18:45	19:55
上ノ原公園入口	9:25	14:10	18:55	19:55
泉川三叉路	9:31	14:16	19:01	19:57
小泉山2区集会所	9:33	14:18	19:03	19:58
梅丸センターしんがり	9:34	14:19	19:04	19:59
小泉山公民館	9:35	14:20	19:05	19:59
小泉山4区集会所入口	9:36	14:21	19:06	19:59
小泉山3区集会所入口	9:37	14:22	19:07	19:59
梅丸センターしんがり	9:40	14:25	19:10	19:59
ユウリ広場	9:42	14:27	19:12	19:59
泉新田公民館	9:44	14:29	19:14	19:59
泉新田公民館	9:48	14:33	19:18	19:59
泉新田公民館	9:51	14:36	19:21	19:59
五日町駅前	9:53	14:38	19:23	19:59
泉新田・泉有間バス停	9:54	14:39	19:24	19:59

2

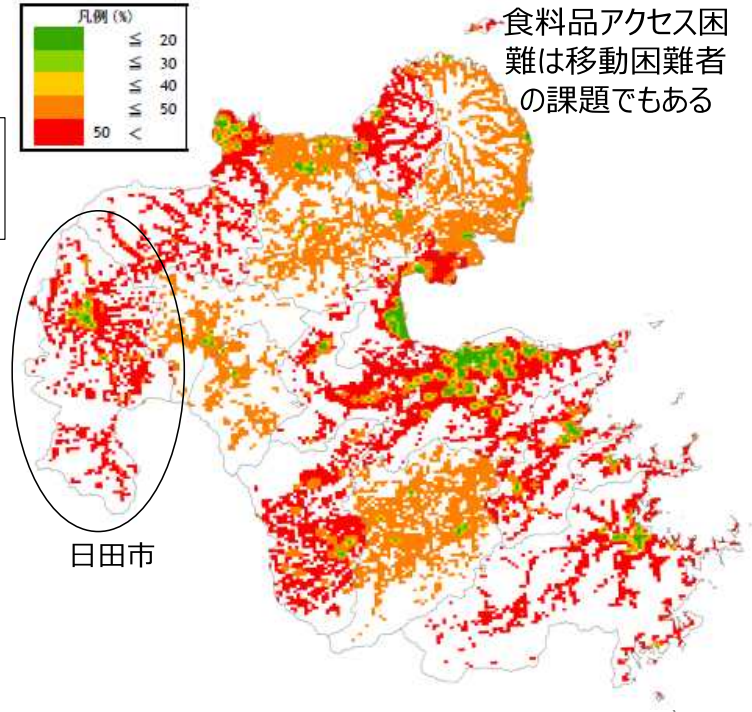
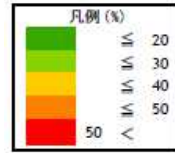
食料品アクセス困難人口

資料：農林水産政策研究所

定義：食料品を置く店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な75歳以上高齢者を指す。店舗はコンビニエンスストア等を含む

食料品アクセス困難マップ 大分県 75歳以上 割合

平成27年（2015年）国勢調査に基づく推計結果



食料品アクセス困難は移動困難者の課題でもある

買物環境の悪化の影響として、

- ① 高齢者の外出頻度の低下による生きがいの喪失
- ② 商店までの距離が遠くなることによる高齢者等の転倒・事故リスクの増大
- ③ 食品摂取の多様性が低下することによる低栄養化及びこれによる医療費や介護費の増加の可能性



87歳の男性による池袋の事故
2019.4.19 時事ドットコム

高齢ドライバーの重大事故 だが 免許返納には代替手段の確保が必要

朝日新聞の記事

- 内閣府「高齢者の生活環境などに関する調査」（2018.11～12月実施）2019.5.30付記事

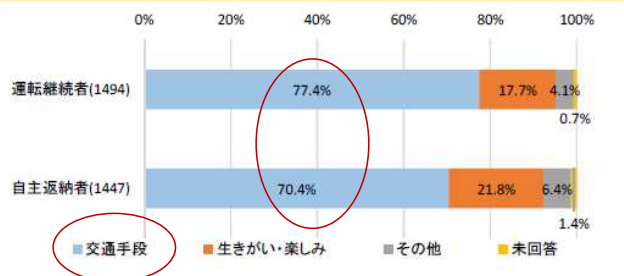
高齢者が運転する車の事故が社会問題になるなか、当事者には車が日常的な交通手段になっている実情が改めて浮き彫りになった。外出時に自分で車を運転する人は、70代後半で45.7%、80歳以上で26.4%いた。内閣府は、白書では「**高齢者の社会参画を進めようとするれば、外出手段の確保の重要性はより高まる**」などと指摘することになっている

- 高齢者が運転やめたら要介護可能性「2倍」 2019.9.6付記事

筑波大学などのチームが、愛知県に住む65歳以上の男女2,800人に協力してもらって追跡調査をした。高齢になって自動車の運転を止めた人は、運転を続けた人に比べて要介護となる可能性が約2倍高くなる、運転はやめても電車やバスなどの公共交通や自転車を利用していただけではリスクは1.69倍にとどまったという調査結果を発表した

運転免許証の自主返納に関するアンケート調査 警察庁 2015年度調査結果

【運転することの意味】



地域の移動・外出を支える交通手段

道路運送法

許可

バス
タクシー

運賃OK

路線バス・コミュニティバス・デマンドバス
一般タクシー・介護タクシー・
UDタクシー・デマンドタクシー



登録

自家用有償旅客運送 2006～

- ①市町村運営有償運送 ●交通空白 ……路線バスの撤退などで市町村が自ら運営して行う（委託あり）
非営利の範囲で運賃OK ●福祉 ……③に準じる



NPO主体 ②公共交通空白地有償運送 ……タクシーが営業しない地域などで**住民全体を対象にNPO等が行う**

③福祉有償運送 ……障害者手帳保有者、要介護・要支援認定者（基本チェックリスト該当）、透析患者 等を対象にNPO等が行う。**一般の高齢者は不可**

互助活動

許可・登録の手続きが不要な運送

運賃NO

……地域福祉の観点から住民たちが互助の精神でつくる移動・外出手段

5

許可

地域交通は **乗って支えて維持**していくことが大切

- 人よりも空気を運んでいるようなバス
- 平均乗車1.2人くらいのデマンドタクシー
- 赤字分は税金から拠出。赤字がかさめば維持不可能になることも
- 住民が「参画する交通」に！

●バスの乗り方講座（秦野市）

神奈中バス「曽屋・弘法線」は、朝夕の通勤時間帯のみの運行。住民の要望を受けて昼間も運行するために市が地域に呼びかけて開催

・地域交通推進課…①神奈川中央交通との交渉 ②継続運行のために乗ってもらうことの重要性を説明 ③ICカードで実際に乗ってみて使い方を説明

・高齢介護課…外出することが

「健康寿命」の増進につながることを説明

「福祉」と「交通」の連携

今日もたくさん乗ってよかったわ

いつもマイカーだけど今日はバスにしよう！

「他人事」ではなく「自分事」とらえる市民を増やす



- 神奈川中央交通(神奈中バス)…バスと一緒に参加。かなちゃん手形（月2千円以上利用すると1割引）を説明

6

① 市町村運営有償運送(交通空白・市町村福祉) 制度の概要

登録

地域公共交通 会議で 合意	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が単独または広域で設置する。必要に応じ都道府県設置も可 ○運送の必要性や区域等を協議（【交通空白】交通空白地であり地域住民の輸送を行う必要があると認められること【市町村福祉】タクシー等ではニーズに対応することが困難であり、市町村福祉輸送が必要であること）
運送の主体	○市町村（委託も可能）
運送の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○交通空白輸送 合意された区域内で、路線を定めて、もしくは迂回路を設けてデマンドで行う。発地または着地のいずれかが区域内にあること（平成29年改正） ○市町村福祉輸送 合意された区域内で、発地または着地のいずれかが区域内にあること
運送の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○交通空白輸送 ・地域住民とその親族 ・当該市町村に日常用務を有する者 ・（市町村長が認めた場合は）来訪者も可 ○市町村福祉輸送 イ) 身体障がい者 ロ) 要介護認定者 ハ) 要支援認定者 ニ) その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者（複数乗車も可）* 登録が必要 首長が認めた場合は住民以外の上記該当者も可（登録なし）



7

登録

② 公共交通空白地有償運送 制度の概要




自治体が 運営協議会 を設置	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村などが単独または広域で設置する。 ○協議事項；運送の必要性（タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保されていないと認められ、必要性について合意が得られていること） その他条件について合意する * 事業者提案を優先 合意プロセスガイドライン化 ○構成員；自治体、地方運輸局、関係交通機関（タクシー等）の代表、地域住民、利用者代表、NPOの代表など
運送の主体 (登録できる団体)	<ul style="list-style-type: none"> ○非営利法人（NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会） ○法人格がない町内会など地縁団体 ○更新（3年ごと）や変更登録（運送の区域・運送の種別）などを行う場合も申請と合意が必要
運送の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○当該地域内の住民およびその親族、当該地域内に日常用務を要する者 * 登録が必要 ○市町村長が認めた場合は来訪者や滞在者も可（登録なし）
運転者	○二種免許もしくは一種 + 国交省認定講習受講

岡山県備前市 笹目地区「ささめあい号」住民が運転・運行（7人が運転手）
備前市は市町村運営交通空白も10路線（交通事業者委託）



登録

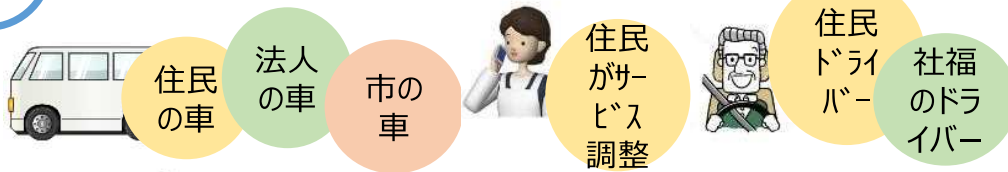
③ 福祉有償運送 登録制度の概要

運営協議会	○市町村などが単独または広域で設置する ○協議事項；①運送の必要性 ②申請団体の運送の区域 ③運送の対価が制度に沿っているかを判断して合意する ○構成員；自治体、運輸支局、関係交通機関（タクシー等）の代表、地域住民、利用者代表、NPOの代表など	
運送の主体 (登録できる団体)	○非営利法人（NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会） ○法人格がない町内会など地縁団体 ○3年ごとの更新や変更登録(運送の区域・運送の種別)などを行う場合も申請と合意が必要	
運送の対価	○実費の範囲内、営利と認められない範囲＝タクシーの上限運賃(距離制または時間制)の概ね1/2を目安) ○対価以外に乗降介助料、待機料、迎車回送料、設備使用料、サービス受付・調整人件費なども設定可能	
運転者	○二種免許もしくは一種＋国交省認定講習受講	
運送の対象者	○単独で移動が困難な人、その付添人 イ) 身体障がい者 ロ) 要介護認定者 ハ) 要支援認定者、基本チェックリスト該当者 ニ) その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者（複数乗車も可）＊利用者登録が必要 ○首長が認めた場合は、上記に該当する来訪者や滞在者も可（＊登録なし）	

9

互助活動

支えあい・たすけあいの互助活動



まちづくり・地域づくり
全国の事例

運賃は不可
利用者の制限はない

登録等の手続き不要の形態で行われることが多い

- 1、住民などが独自に運行して外出支援をしている事例
- 2、市町村の車（保険付）で住民が運行している事例
- 3、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の事例
空車両を活用した買物支援やサロン送迎
- 4、総合事業の補助金を活用して移動支援をしている事例

10

国土交通省 通達（事務連絡/平成18年→一部改正/平成30年3月30日）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

- (1)- 1 利用者からの給付が、**好意に対する任意かつ自発的な謝礼**と認められる場合
 - 2 **自治会等**が地域づくりの一環として**運行に必要な経費を賄う**場合。利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
 - 2 ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
 - 2 **自家輸送**の場合（ホテルやゴルフ場の送迎など本来の利用料に差がない）
 - 3 子どもの預かりや**家事身辺援助等のサービスと一体的**に行われる場合
 - 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合



11

国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

特定費用

互助
活動

(1)- 1 利用者からの給付が **好意に対する任意の謝礼**と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも**自発的に謝礼の趣旨**でお金を差し出した場合

- ① 偶発的なケース
- ② 日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出されたようなケース
- ③ 利用者が（右の）**ガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」**

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない



(3) 利用者負担が **実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみの場合**

「実際の運行に要したガソリン代」= 乗車中はもとより**運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む**

ガソリン代の算出方法2事例

- ① 走行距離 ÷ 燃費 × 1ℓあたりのガソリン価格
- ② 市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可
(旅客課長)

12

国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



(1)-2 地域づくりの一環として、利用する・しないに関わらず会費等が一律の場合

- 自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合**
- ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない

(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- 市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合
- ただし、介護保険制度の訪問介護による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない

<2017.8.25「国交省」通知> ボランティア団体等が、市区町村所有の車両を使うときは道路運送法上の許可・登録は不要。団体に対して車両の購入費や維持管理経費の全部や一部を補助する場合も同様（ただし、補助金に運転者の人件費や報酬が含まれる場合は登録等が必要）

(4)-4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

- 運転を任せただけなので、報酬が支払われても登録や許可は不要



国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



(4) -2 「自家輸送」の場合

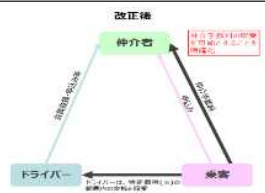
- デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当
- ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要



(4)-3 子どもの預かりや家事身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価（ガソリン代等）の負担を求めない場合

- 草とりや掃除など送迎を行わないサービスと、車両を使って病院へ送迎するサービスが**すべて一律の利用料金**となっていて、送迎した場合も別料金の設定がない

その他利用者負担可能
<仲介手数料>
アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も該当＝国交省見解）
ただし運転者に還流しない仕組みにする



1、住民などが独自に運行して外出支援をしている事例 登録不要

互助活動

不動ヶ丘「ほっとらいふ」(大阪府富田林市)

経過	<ul style="list-style-type: none"> ・不動ヶ丘町：235世帯、人口608人、高齢化率46.2%（2019年3月現在） ・坂道が続きバスが走っていないため、外出に困っている高齢者が多い ・高齢化率が40%に近づく2014年に自治会が母体となって「高齢者等生活支援プロジェクトほっとらいふ」を設立。困りごとの支援と移動・外出支援を始めた。全住民が対象 ・移動支援については、市の道路交通課の呼びかけに応じて住民主体の勉強会を立ち上げ、学識経験者、コンサルタント会社を交えて決めていった
実施方法	<p>「住み慣れた地域で元気で長生き」をモットーに様々な活動を展開</p> <p>活動謝礼金10分100円（利用者は事前にポイント券を購入）・1/2を支援会員に</p> <p>1）日常生活困りごと支援…ゴミ出し、庭の清掃、家具の移動、雨戸の補修、蛍光灯の取替など 2）憩いの場支援…朝市、買物ツアー、食事会、介護予防教室、ノルディックウォーキング、タブレットで脳トレなどの企画で憩いの場づくり 3）IT支援…携帯電話、スマホ、パソコンなどの使い方支援 4）移動・外出支援…予約に応じて、隣接する市町への通院・買物のほか銀行・美容室・墓参りなど高齢者の個別ニーズに応えるドアtoドアの送迎（平日9時～17時）利用料はガソリン代のみ（ポイント券で支払う）</p>
車両	<ul style="list-style-type: none"> ・自前で購入した2台の車両 ・ボランティア（支援会員）のマイカー
会員	利用会員43人(年会費3,000円)、支援会員32人、賛助会員97人(年会費1,000円)
収支	<p><収入> 年会費・賛助会員寄附金、利用券収入。廃品回収の売上金の一部、バザーの実施、企業への補助金申請</p> <p><支出> ボランティア保険、搭乗者傷害保険、福祉有償運送講習会の受講費、車両の点検整備費、その他</p>



高台にある不動ヶ岡地区



朝市の様子

ほっとらいふホームページから

15

1、住民などが独自に運行して外出支援をしている事例 登録不要

互助活動

菊名おでかけバス(横浜市港北区)巡回型

プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・錦が丘地区は、坂の上にある古い住宅街。高齢化も進む。買物の荷物が重く、低栄養や、閉じこもりがちな高齢者等の問題を市に訴えコミュニティバスを走らせてと要請活動をつづけたが思うように行かず。ならば自分たちでできることをやり、地域で支えていこうと会員制の「コミバス市民の会」を結成（自治会支援。乗る人も乗らない人も会員。約80人）。2010年～運行
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が「運営」と「運行（運転、添乗）」を担う。運転者5人 ・錦が丘町内会の応援を受けて「会員制」で運行 ・毎週(火)巡回型7便（1便50分）・車両はKさんが提供
道路運送法	許可や登録等の手続き不要の形態（会員制）
利用者と負担	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担ゼロ（自発的な謝金はOK） ・7便で20人以上が利用
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・車両提供者の任意保険。 これまで保険を使う事故はない
収支	<p><収入> 地区社会福祉協議会の助成金30万円/年 会費・カンパ・謝金など30万円</p> <p><支出> ガソリン代2千円×50回、車借用の謝金/年5万円、運転者さん謝金(飲物代)/半日700円、添乗者さん謝金(飲物代)/半日300円</p>
まちづくり	<p>おでかけバス臨時号も運行：地域の市民グループと連携して、お花見や、JAお買物ツアー、障がい作業所の運営するカフェでのランチなど</p> <p>★継続のコツは「無理をしない」。運行する側も楽しみながら（入江共同代表：談）</p>



16

2、市町村の車(保険付・ガソリン付)で住民が運行している事例 登録不要

互助活動

広島県 福山市 サロン送迎・買物・通院支援

高齢者外出・買物支援事業

- ・地域で高齢者を支える仕組みとして2009年度に「高齢者おでかけ支援事業」として創設
- ・主な運行目的：通院、買物、ふれあいプラザ・公民館等の利用、郵便局・金融機関の利用、学区行事への参加

地域ごとに住民が支援グループを結成

(構成は、自治会町内会連合、ボランティアの会など)

福山市が車両を調達(リース)

ワゴン7台、セダン1台、軽四1台(9地区用) 轄地区の買物支援は店舗の車両使用

地域の有志の会に車両の運行等を委託・業務上の責任は福山市が負う

自治会など地域の有志の会(ボランティア)

- ・サービスの実施 ・車両の管理等
- ・ボランティアの募集、利用者の登録等
- ・運転者は「認定運転者講習を受講」

実施状況

9学区(地区)で実施(2019年現在) 運行曜日 各5日~2日/週

利用者負担

なし

外出しおでかけ支援事業実施要領(2019年度)第14号(延長未経過)

実施学区	実施主体	実施内容	実施日
第一学区	第一学区連合会	第一学区連合会	第一学区連合会
第二学区	第二学区連合会	第二学区連合会	第二学区連合会
第三学区	第三学区連合会	第三学区連合会	第三学区連合会
第四学区	第四学区連合会	第四学区連合会	第四学区連合会
第五学区	第五学区連合会	第五学区連合会	第五学区連合会
第六学区	第六学区連合会	第六学区連合会	第六学区連合会
第七学区	第七学区連合会	第七学区連合会	第七学区連合会
第八学区	第八学区連合会	第八学区連合会	第八学区連合会
第九学区	第九学区連合会	第九学区連合会	第九学区連合会

実施学区	実施主体	実施内容	実施日
第一学区	第一学区連合会	第一学区連合会	第一学区連合会
第二学区	第二学区連合会	第二学区連合会	第二学区連合会
第三学区	第三学区連合会	第三学区連合会	第三学区連合会
第四学区	第四学区連合会	第四学区連合会	第四学区連合会
第五学区	第五学区連合会	第五学区連合会	第五学区連合会
第六学区	第六学区連合会	第六学区連合会	第六学区連合会
第七学区	第七学区連合会	第七学区連合会	第七学区連合会
第八学区	第八学区連合会	第八学区連合会	第八学区連合会
第九学区	第九学区連合会	第九学区連合会	第九学区連合会



福山市ホームページから

2、市町村の車(保険付・ガソリン付)で住民が運行している事例 登録不要

互助活動

新潟県 小千谷市 岩沢地区

経過

- ・中山間地域である岩沢地区内を運行していた路線バスが廃止。市が地元町内会長の協議会と対応を協議した結果、市のワゴン車両を活用して「コミュニティバス」として運行することになった
- ・平成16(2004)年10月 試運行 ・平成17(2005)年4月 本格運行
- ・岩沢地区でも最も山間部である岩山・池ノ又・田代・小土山・外之沢と JR飯山線・越後岩沢駅および路線バス停留所等を結ぶ区間の約7.6kmを運行

運行者

岩沢地域振興協議会

車両

- ・小千谷市所有のハイエース(9人乗り)
- ・市が車検、修繕費、保険料を負担・地域振興会がガソリン代を負担



運行方法

- ・地元町内から運転手を選任 ・地域の住民センター(旧支所)で予約受付 ・予約に合わせて運行、地域内の目的停留所まで運送
- ・利用者 無料 ・運行に係る経費は地元協議会負担(協議会費は全戸一律)
- ・予約のない時間は、地域のコミュニティ活動(高齢者デイホームの送迎等)に使用

今後

高齢者等の日常の足としての利用者が減少→玄関前までの送迎に拡大(小千谷市観光交流課地域振興係)

契約等

地元協議会と市で運行に関する委託契約を締結。運行規程、覚書等あり

3、社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取組」

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化 <input type="checkbox"/> 理事・理事長に対する牽制機能の発揮 <input type="checkbox"/> 財務会計に係るチェック体制の整備	<input type="checkbox"/> 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。 <input type="checkbox"/> 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 <input type="checkbox"/> 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 <input type="checkbox"/> 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
2. 事業運営の透明性の向上 <input type="checkbox"/> 財務諸表の公表等について法律上明記	<input type="checkbox"/> 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 <input type="checkbox"/> 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
3. 財務規律の強化 ① 適正かつ公正な支出管理の確保 ② いわゆる内部留保の明確化 ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資	① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等 ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化 <small>※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金</small> ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等
4. 地域における公益的な取組を実施する責務 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める	<input type="checkbox"/> 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等 <input type="checkbox"/> 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ <input type="checkbox"/> 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 <input type="checkbox"/> 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等
5. 行政の関与の在り方 <input type="checkbox"/> 所轄庁による指導監督の機能強化 <input type="checkbox"/> 国・都道府県・市の連携を推進	

全国に広がってきた移動支援の事例 ～デイ送迎車の活用（把握分のみ）

- 札幌市「神愛園」等4法人以上／買物支援
- 山形市 特養「蔵王やすらぎの里」等11法人／買物支援、サロン送迎 ●新潟市「勇樹会」／買物支援 ●燕市「桜井の里福祉会」／サロン送迎 ●長野県原村「ひなたぼっこ」／個別ニーズ送迎 ●千葉市「友和会千寿苑」など6法人／買物支援 ●町田市 正吉福祉会など3法人等／外出支援 ●川崎市「一廣会かないばら苑」「アルナ園」／サロン送迎「セイワ」など5法人／買物支援 ●相模原市 ラファエル会／外出支援 ●逗子市「百鶴会清寿苑」／買物支援 ●秦野市「浄泉会」／買物支援「輝星会」／外出支援 ●静岡市「天心会」／外出支援 ●富士宮市「富士宮福祉会」／外出支援 ●藤枝市／買物支援 ●牧之原市「海山荘」など4法人／サロン送迎 ●防府市「蓬莱会」「ひとつの会」／サロン送迎 ●宇部市「愛世会」「アスワン山荘」／買物等支援 ●長門市 光栄会／買物支援 ●下関市「開成会」／やまばと会員光園／買物支援 ●鹿屋市／6法人&社協／買物支援

19

3、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の事例 登録不要

鹿児島県 鹿屋市

＜ドライブサロン事業＞
6社会福祉法人が3年前から8地区で実施



- ・車両と運転手は社会福祉法人
- ・ガソリン代・保険料等も法人が負担
- ・利用は無料
- ・週1回定期的に実施
- ・所要時間は2～3時間以内
- ・買物先は参加者の話し合いで選定
- ・参加登録者は待合せ場所に集合（欠席のときは仲間に連絡→無断欠席→民生委員が安否確認）



❖ 利用者の声
「買物だけでなく馴染みの人とおしゃべりができて楽しい」「体調も良くなった」

❖ 法人職員の声
（入所系施設）
・在宅生活の継続について考える機会になった
・自分が地域貢献できている、人の役に立っていると感じる
・もっと地域住民のためにできることはないかと考える職員が増えた

鹿屋市のアンケート調査

20

3、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の事例 登録不要

互助活動

川崎市 一廣会 かないばら苑&運転ボランティアCAP片平

- 【経過】**10年前に地区社協のセミナーで、「昼間は空いているデイスービスの車を地域に活用してほしい」と参加者から言われたのがきっかけ。実現のための勉強や検討をはじめた。2年後の**2010年12月にスタート**。実践を積み重ね、あさおサロン送迎等推進会議で参加法人を拡げた。**柿生アルナ園**など4特養が参画
- 【実施体制】**・あさお運転ボランティアCAP片平を組織化（現在10人）。大臣認定運転者講習の受講を経て、施設の安全運転管理者が実施するテストに合格することが条件
・施設は車両提供&保険整備 ・乗る人の調整はサロン側 ●あさおサロン送迎ガイドラインあり
- 【実施主体】**「人とサロンをつなぐ移送推進協議会」任意団体 会長:CAPの奥山潔氏、副会長:かないばら苑の依田明子苑長、事務局:麻生区社協
- 【送迎中のサロン】**・片平おしゃべり会(片平)・サロン・ド・それいゆ(麻生区全域:障がい者)・ももとせの会(上麻生)*・わかな会(区全域:障がい者)
・岡の上カフェ(岡上)・いきいきサロン(白鳥栗平) *柿生アルナ園担当 年間約60回
- 【利用者】**実利用者46人（開始から2019年3月まで延2,000人が利用）
無料（感謝の寄付がたまったので運転ボランティアのベストと帽子をつくった） ●利用者規約あり
- 【保険等】**・自動車保険の補償（走行中、車両内、乗降時）⇒施設の事業として
・施設賠償責任保険（怪我、物損）⇒対象者を施設職員 & ボランティアとする
つまり デイスービス事業と同等の補償で可能 ●定款の変更不要



21

互助活動

3、社会福祉法人「公益的な取組」の事例 <買物支援など> 登録不要

秦野市柗窪地区「とちくぼ買い物クラブ」&「外出支援」

【経過】市西部の渋沢・千村地域の**地区自治会連合会**から**買物支援**について市へ要望⇒市が自治会長と協議して**18自治会の全戸にアンケート**を配布（回答1,571世帯）⇒**高齢化率50%以上で「すぐにも乗りたい」との回答が多かった柗窪地区**で移動支援を試行することになった（柗窪自治会96世帯、自治会加入率95%）

モデル実施 2018.9～11月	<ul style="list-style-type: none"> 毎週（水）10:00～12:00 無料 市の公用車を利用（7人乗りワゴン） 運転ボラ：自治会副会長など7人「7人の侍」 	
利用者の感想	<p>利用希望11人・久しぶりに〇〇さんと会って話せて嬉しかった ・自分の目で見て納得できる買物ができた ・坂道が多くて大変だったが買物がラクになった ・今後未永くやってほしい</p>	
市の対応	<ul style="list-style-type: none"> 1ヵ月ごとにボランティアや利用者との協議を開催 柗窪地区近隣の社会福祉法人へ事業の担い手になれるか打診 	
モデル事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域のコミュニケーションが活発化した 悩みを話す人ができてストレスが解消され、安心感が生まれた 1人暮らし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた ボランティアが特別なことではない雰囲気が地域に生まれた 毎週外出することにより介護予防につながった 	
本格実施 2018.12月	<p>社会福祉法人浄泉会「やまばと学園」（障害者系）が「地域における公益的な取組」として実施 2018.12.4 法人・地域・市の三者による協定を締結 自治会の運転ボランティア：浄泉会のボランティアとして登録</p>	

★厚労省は通達で「定款の変更は、不要」としている

新たな課題	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの次の担い手→年2回の市主催認定ドライバー養成講座で発掘、活動検討 柗窪地区の通院など買物以外のニーズへの対応→新たな移動支援を検討
運行開始 2019.4月	<p>社会福祉法人輝星会が「地域における公益的な取組」として実施 2019.3.28 法人・地域・市の三者による協定を締結</p>

★事業者との調整：柗窪地区デマンドタクシーを導入していた。登録かつ予約制であり赤字がふくらんでいた（赤字は市と事業者折半で負担）事業者に打診したところ、「いいじゃないですか、やってください」との反応



22

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ▶ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ▶ 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



4 23

● 介護保険制度改定による移動支援（訪問型サービスD）

①訪問型サービス（P22～）

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

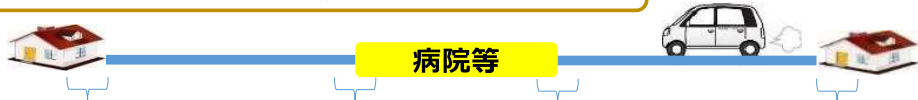
- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進			1) 買物、通院、外出時の支援 2) 通所型サービスBへの送迎 訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

厚生労働省

訪問Dと市町村が(介護保険会計から)拠出できる補助金

訪問D ケース1) 通院や買物等



通院等をする場合における送迎前後の付添支援

- 補助金は、**間接経費**（サービス調整の人員費、保険料、家賃、電話代、熱水費等）のみ（車両やガソリン代等の補助は不可）

訪問B,訪問D,通所B ともにボランティアの人員費は補助金では出せない。利用者が負担する仕組み

訪問D ケース2) 通所目的「サロン送迎型」



通所型サービスBにおいて、その**送迎を別主体が実施**

- 補助金は、**間接経費**のほか、ガソリン代など**送迎にかかる実費、車両購入費**など具体的な対象経費は、**市町村の判断**に委ねられている

要支援1.2+基本チェックリスト該当者が利用者全体の1/2以上であれば補助金の拠出可能

ケース1) の場合も、一般財源からの補助は可能(19シート参照)
維持管理費は 駐車場代、保険料、車検代、自動車税、消耗品代を含む

4、総合事業から団体に補助金が入る仕組みの事例 登録不要

大分県 国東市（竹田津地域 上国東地域）

居場所づくりから移動支援へ

互助活動

経過	<ul style="list-style-type: none"> 社協が協議体づくりや生活支援コーディネーターの委託を受けた 「支えあう仕組みをつくっていきましょう」と竹田津地域などで説明会を開催。「住民じゃなくアタラの仕事じゃねえの」と激しい抵抗にあう。足を運ぶうちに住民の方々も理解 身近な場所で「生活支援講演会」や「地域勉強会」を開催。チラシ等は生活支援コーディネーターが作成。チラシ以上に口コミが肝心。勉強会等に来られなかった人もいたので、内容を「通信」にして全戸配布して共有化
全戸訪問ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人たちが全戸を訪問して困りごとの聞き取り。有償(県の補助金を活用)。調査の内容は地域の方々と決めた。調査をした人たちが「こんなに困っている人がいる」ことに驚き、ボランティアをやる覚悟になった 閉じこもり状態の人が多く、会話や食事ができる居場所(サロンの)ニーズが高いことがわかった
送迎支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> 模擬的な実施や安全運転の講習会を開催。先行事例も見に行った。「事故が起きたらどうするんじゃ」と退席する人もいた。でも、半分以上の人たちが「やってみようよ」と
本格実施	<ul style="list-style-type: none"> 試験的な実施を積み重ね、カフェは月12回、食事は月2回に 国東市は一般介護予防事業補助金の交付要綱を決定 <ul style="list-style-type: none"> ①カフェへの事業費補助 ②食事会への事業補助 ③送迎用自動車レンタル補助 ノウハウができたので、他の地域へも横展開



くらサボ「かもめ」カフェ&食事会 令和元年10月号
場 所: 竹田津地区公民館 【かもめ専用電話】 23070-

カフェ: 誰でも 自由に利用できます
ホットコーヒー: 100円 紅茶: 100円
開所: 毎週 月~木 休: 水・金曜日 13:00~15:00

食事会: 事前予約 要利用 できます
昼食代: 400円 ※希望者は追加あり!
開所: 毎週 土・日 休: 月曜日 10:00~13:00

火	水	木	事業紹介
1 カフェ (休)	2 オレンジカフェ (休)	3 カフェ (休)	オレンジカフェ
8 カフェ (休)	9 カフェ (休)	10 食事会 / カフェ (休)	事業紹介 ノートパソコン 申込み会
15 カフェ (休)	16 カフェ (休)	17 カフェ (休)	事業紹介 ちよい加勢
22 カフェ (休)	23 カフェ (休)	24 食事会 / カフェ (休)	新規事業紹介 福祉トイレ清掃

全国移動ネット訪問調査より

4、総合事業から団体に補助金が入る仕組みの事例 登録不要

互助
活動

千葉県 松戸市

● 訪問Bのなかで訪問D (家事身辺援助一体型)

サービスの種類	生活支援コース(住民就労型) ＜訪問型サービスA＞	困りごとコース (住民ボランティア型) ＜訪問型サービスB＞
サービス内容	介護保険制度内の生活援助サービス	介護保険制度内外の生活援助サービス ①家事・生活上の困りごと ②自動車による通院などの付添支援(訪問型サービスD)
利用料	(1割または2割負担) 1割負担は30分未満100円 30分～1時間未満 200円 1時間以上は超過加算	(1回あたり) 1時間未満は800円 1時間以上は超過加算
サービス提供者	(賃金) 1時間1,100円 (交通費を含む)	(活動謝金) 1時間(回)800円(交通費を含む)
補助金等	事業者指定/委託 単価 1時間2,000円 (住民主体Bとの連携加算100円) 利用者負担1・2割	補助(助成) ・準備資金 30万円以内(移動支援を含む場合は10万円加算)・運営費 月額5万円(固定)+実働加算(加算)50～100時間1万2500円 100～150時間2万5千円 150～200時間5万円 200～300時間10万円など

27

全国移動ネットの調査等による把握事例 総合事業活用の有無と道路運送法の類型 2019年10月

道路運送法の類型	許可・登録不要				登録	許可
	無料	ガソリン代実費・有料 道路・駐車料のみ	サロン送迎 (自家輸送)	家事身辺援助等サービス (訪問B)一体型		
総合事業の類型	無料	ガソリン代実費・有料 道路・駐車料のみ	サロン送迎 (自家輸送)	家事身辺援助等サービス (訪問B)一体型	登録	許可
訪問型サービスB				松戸市 吉見町 天童市 八王子市 花巻市 萩市		
訪問型サービスD (ケース1)		米原市 大網白里市 柏崎市		黒滝村 流山市 太子町 柏崎市 小野市	取手市 美郷町 若桜町 橋本市 御代田町 白老町	さつま町
訪問型サービスD (ケース2)		鶴岡市 桑名市 伊勢市	秦野市 網走市 長沼町 飯綱町 加東市 防府市 太子町 葉山町		和光市	川島町
一般介護予防事業 ※ケアマネジメント不要	防府市 福山市	神栖市 高根沢町 吉備中央町	国東市			
総合事業活用なし	山形市 大網白里市 千葉市緑区 横浜市港北区 川崎市麻生区	富田林市 みやき町	岡山市南区	川越市 千葉市緑区		

社会福祉法人の公益的な取組事例多数

※太子町は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス一体型に分かれる

28

「担い手」って どこにいるの？ (よくある質問)



担い手発掘のヒント●神奈川県秦野市の事例

- ・ 秦野市 (人口 16万5千人)
 - 「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」を市が実施 (毎年2回 40人定員/無料)
 - ・ 募集方法
 - ①住民が65歳になったときに送付する介護保険被保険者証に市主催の「ヘルパー研修」「認知症サポーター養成研修」「認定ドライバー研修」等の日程一覧を同封
 - ②毎年6~7月に郵送する介護保険料納入通知書にも同封
問合せてきた人に個別のチラシを送付⇒
 - ・ 昨年のドライバー研修は
キャンセル待ちが出た
 - ・ 修了者に福祉有償運送団体一覧や訪問D等の担い手団体を紹介
- 3年がたち 修了生の交流会を開始⇒新たな互助活動が生まれている**



●神奈川県綾瀬市の事例

- ・ 綾瀬市 (人口 8万4千人)
- ・ 福祉有償が1団体もなくなり、現在 登録団体づくり中 (NPO法人設立2019.10月)
- ・ 秦野市同様、市主催。無料
- ・ 市の「広報あやせ」で周知・募集
- ・ 37人が受講⇒うち10人が上記NPOに入会
- ・ 登録不要の形態で実施予定の地域からも多数受講

●右も自治体主催で実施

- ・ 静岡県函南町
- ・ 愛知県長久手市
- ・ 鹿児島県鹿屋市

県が広域で実施する場合は「**地域医療介護総合確保基金**」
(負担：国2/3 県1/3) が使える

31

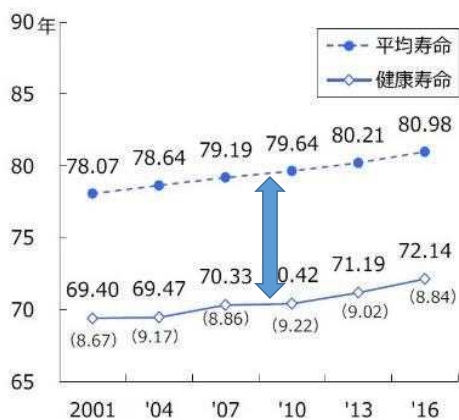
●住民参加は 自分の**健康寿命**の延伸にもつながる

<平均寿命と健康寿命との差>

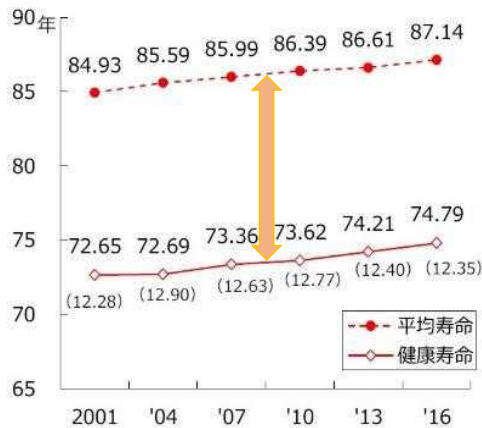
日常生活に制限がない期間・年齢

図表1 平均寿命と健康寿命の推移

【男性】



【女性】



2016年
(平成28年)

女性
平均寿命 **87.14歳**
健康寿命 **74.79歳**
(差 **12.35歳**)

男性
平均寿命 **80.98歳**
健康寿命 **72.14歳**
(差 **8.84歳**)

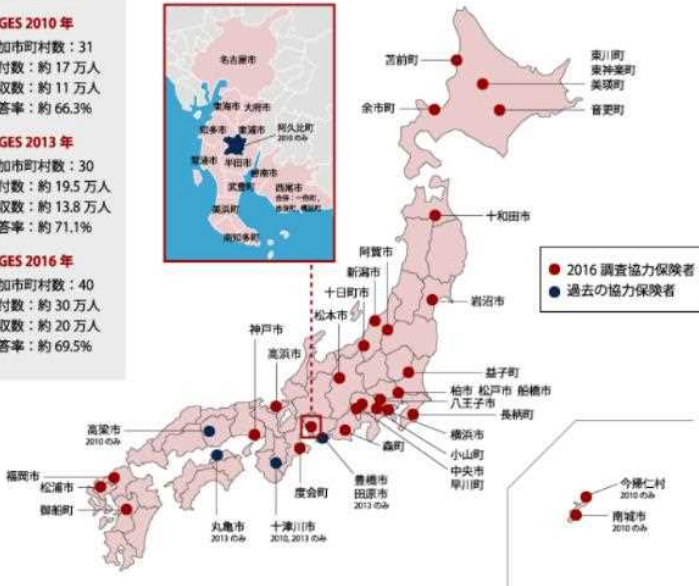
(注) () 内の数値は、平均寿命と健康寿命の差。

(資料) 2016年平均寿命は厚生労働省「2016年簡易生命表」。2016年健康寿命は厚生労働省「2016年簡易生命表」と「2016年国民生活基礎調査」を使って、厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による計算法で筆者が計算。

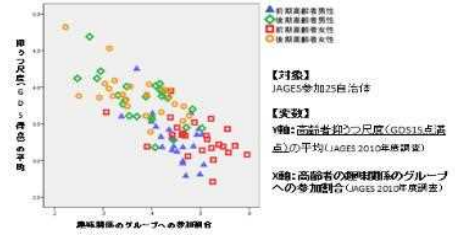
32

調査フィールド

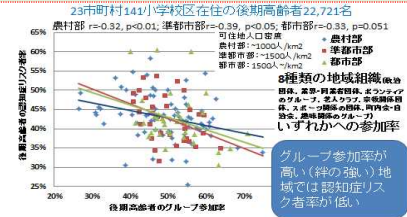
- JAGES 2010年**
参加市町村数：31
送付数：約 17 万人
回収数：約 11 万人
回答率：約 66.3%
- JAGES 2013年**
参加市町村数：30
送付数：約 19.5 万人
回収数：約 13.8 万人
回答率：約 71.1%
- JAGES 2016年**
参加市町村数：40
送付数：約 30 万人
回収数：約 20 万人
回答率：約 69.5%



趣味関係のグループへの参加割合が高い地域ほど、うつ得点（低いほど良い）の平均点が低い相関が認められた。



ボランティアグループ等の地域組織への参加割合が高い地域ほど、認知症リスクを有する後期高齢者の割合が少ない相関が認められた。



介護予防 & 健康寿命を延ばすこと
→ 住民自身にとっても自治体財政にとっても重要課題

- 経済はグローバル化
しかし 介助や見守り・外出支援は地域で地産地消するしかない
- 住民や事業者が行政と協働して 持続可能な地域をつくりたい

ステップ

- プロジェクト等を設置
- ニーズの調査、ヒアリング
- 地域にある資源を見つける
- 地域に合う仕組みを検討する
- 参考にしたい事例（地域）の視察
参考にしたい事例から講師派遣
- イベントとしてやってみる（試行）
- 試行を踏まえて課題を洗い出す
- 保険や資金などの検討
- 試験運行（数回） ● 本格実施

自分もいつかは誰かの世話になる。元気なうちにはできることをやろうかな



全国移動ネット：総合事業などによる住民主体の移動・外出支援～立ち上げに役立つ事例の資料集～

http://www.zenkoku-ido.net/_action/pdf/2018josei/ido_final_all_H1-4.pdf

「地域支え合い型『移動サービス』ガイドブック」— 道路運送法の『登録不要の移動・外出支援』について — ￥500 & 送料

通所付添サポート事業

～誰もが通える集いの場を目指して～

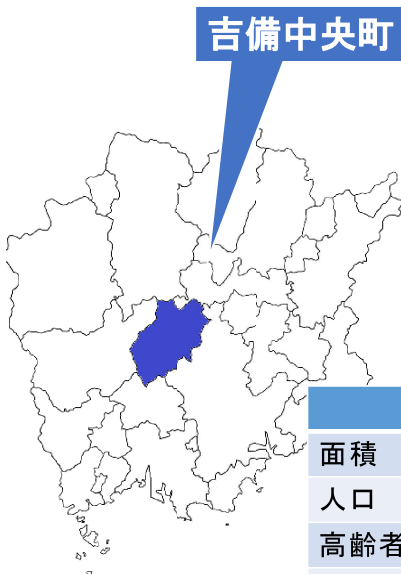


吉備中央町 保健課
課長 石井 瑞枝

1

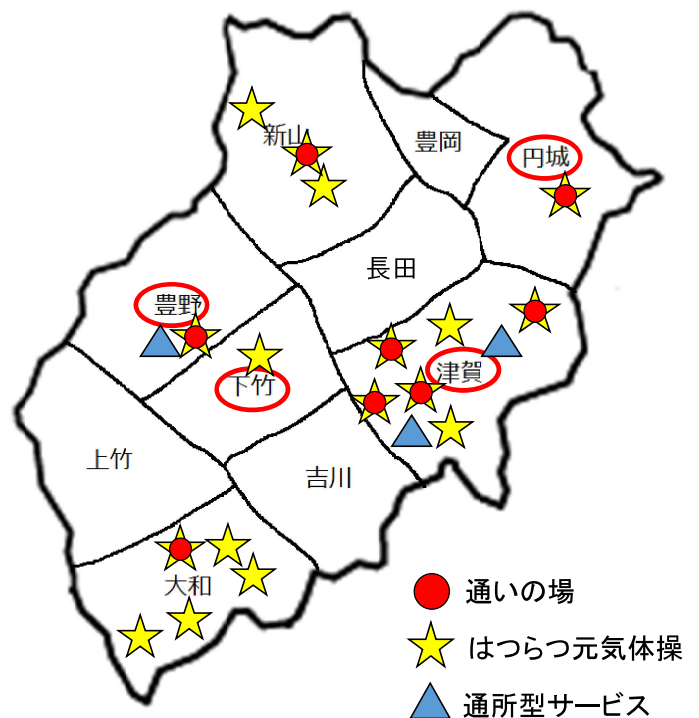


吉備中央町通いの場マップ（週1回以上、体操をしている会場）



吉備中央町

	R1.11.1現在
面積	268.78km ²
人口	11,244人
高齢者人口	4,532人
うち75歳以上	2,594人
高齢化率	40.31%
後期高齢者割合	23.07%



通いの場・体操教室の開設状況(経緯)

H28.5～	住民有志で集まる場所の運営開始(後にひだまりカフェとなる)
H28.10～	通いの場2か所開始(ももカフェ・サロンドそよ風高谷)
H29.2.18	ワークショップ開催(転機)
H29.4～	通いの場(ひだまりカフェ開始)
	はつらつ元気体操 3か所立ち上がる。(通いの場合含む)
H29.9.28～	通所付添サポーター出発式 活動開始!
H29.11～	通いの場2か所開始(にこにこ茶屋・サロンドそよ風加茂市場)
R1.7月末時点	はつらつ元気体操 17か所になる。(通いの場合含む)

H29.2.18開催 ワークショップまでは

- どこへ行くのも、車が必要
- 田畑が忙しく、草刈りもいっぱいあるし、役員も一人がいっぱい受けてボランティアどころではない。
- 体調が崩れると、入所となる。
- 高齢化率が高く空き家も増えて、近所もない。
- 車がないと集まることもできない。
- 介護保険のサービスを利用している。
- リーダーがいない。等々

通いの場の活動の様子

子育てサロンとの交流

10時～15時 体操
適宜 お茶 など



部屋の様子と
体操

口腔ケア
歯のお話



通所付添サポーター活動開始まで

課題

通いの場の世話人さんや利用者さんからの声

- ・ 通いの場へ行きたい。でも車がないと行けない。
- ・ 好意で乗せて行ってあげているが、限界。
- ・ 好意で乗せてもらうが、遠慮がある。
- ・ 「もし事故をしたら...」と、同乗に懸念があった。(乗せる方も乗る方も)
- ・ 独居のため話相手がおらず、生活までも不安であった。
- ・ 買い物に行けない。
- ・ 買い物や通院など、少し高めのお金を払って知り合いにお願いしていた。
- ・ 運営メンバーが、近くで1人～2人は送迎しても、食事の準備等で忙しく送迎に手が回らない。

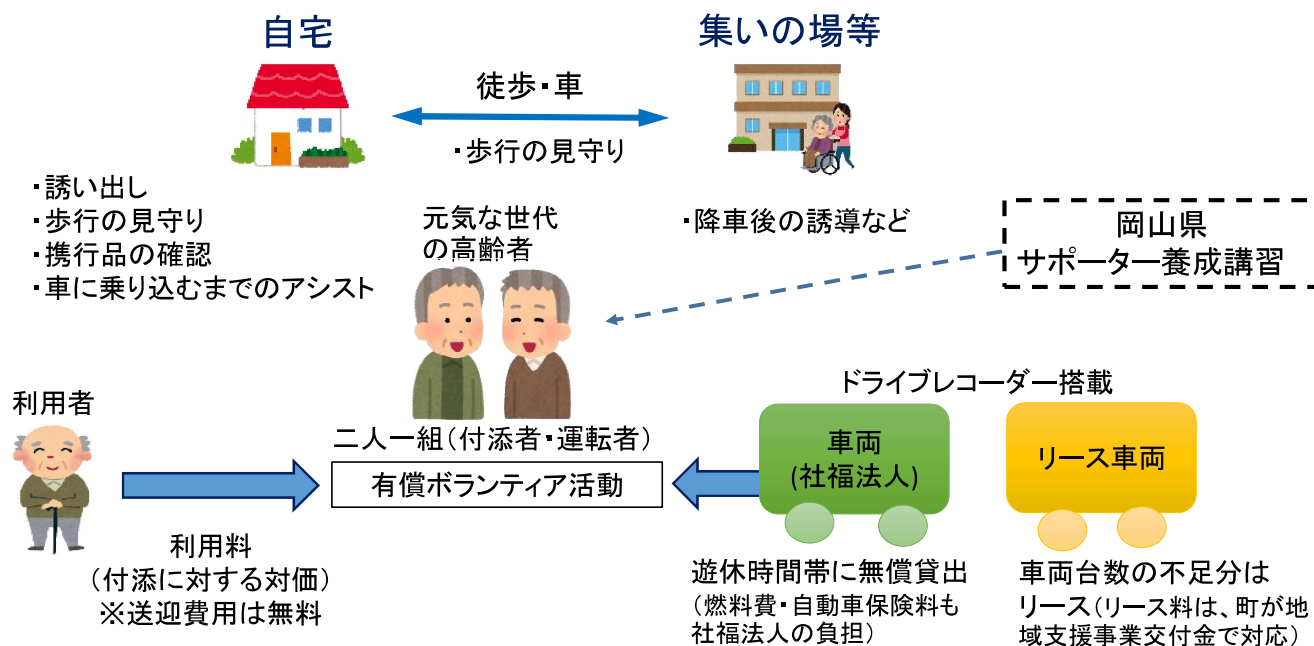
- ・ 通いの場ができたけれど、来たいけど来れない。これを何とかしたい。足腰が弱ってもなじみの地域で過ごすことはできないだろうか
- ・ 県の事業に乗ってみよう。10人集めて
- ・ とりあえず、やってみよう。声かけてみた。足の問題が解決するかも
- ・ 県・町・住民で顔を突き合わせて何度も話し合い
- ・ 目的はなに・・・ じゃあどうすればできるか
- ・ 一緒にひとつひとつ解決していく。

岡山県よりモデル事業の打診！『通所付添サポート事業』

岡山県による通所付添いサポーター養成講座受講。

平成29年9月28日 通所付添サポーター出発式 **活動開始！**

通所付添サポーターとは



町全体の通所付添サポーターの動き

	月	火	水	木	金	土	実数(人数・台数)
10:00	加茂市場地区(サロンドそよ風)	吉備高原北部住区(雀カフェ)	豊野・竹荘地区(ひだまりカフェ)	上新山地区(山の学校)	円城地区(ももカフェ)	北地区(はなまるカフェ)	
11:00							
12:00							
13:00			田土地区(はつらつ元気)				
14:00							
15:00							
通所利用者							
付添利用者	7人	31人 13人	6人	25人 8人 1人	1人		85人
担い手							
付添サポーター	3人	13人 7人	5人	16人 3人 4人	5人		51人
施設							
車両							
リース	1台	1台 1台	1台	1台 1台	1台		2台
町有車		1台 1台		1台			2台

利用者の声・変化

声

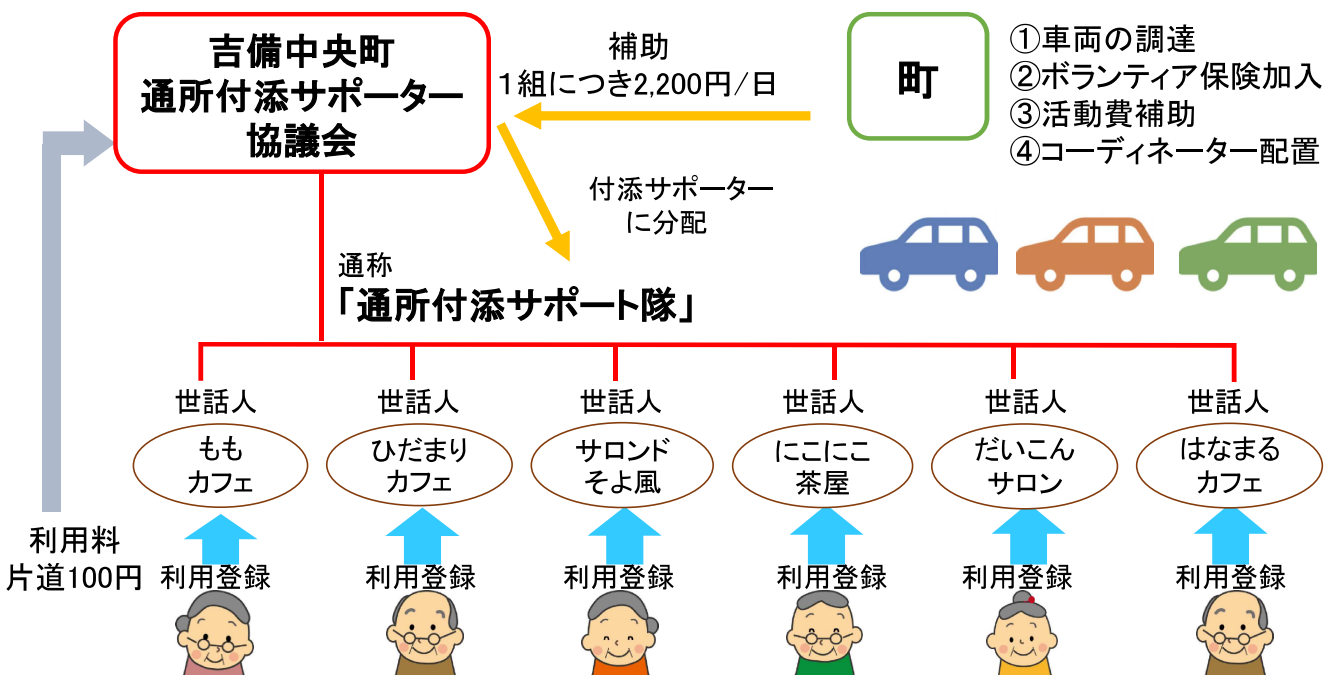
- 久しぶりに会えた人がいて、嬉しかった。
- 皆と話が出来て楽しい。
- デイサービスは知らない人が多いけど、ここは殆ど知り合いが居る。
- 初めは、体操するのが大儀であったが、体操をするようになって調子が良くなった。

変化

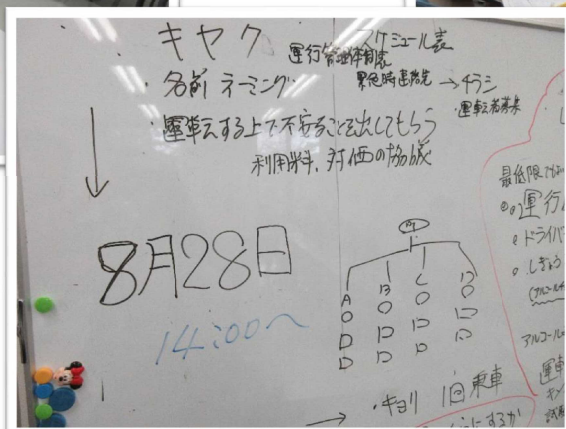
- 地域の高齢者の誰もが利用できる様になった。(自力参加できない人 も参加可能に)
- 利用者さんは自分の出来ることに気づき、協力して下さる。
- 足の悪い方の配膳・下膳を手伝って下さる。
- 利用者さんで励まし合っている。
(「気をつけてなー」「来週又会おうー」など)
- 表情のなかった利用者さんに笑顔が見られるようになった。
- 杖歩行だった人が、杖無しで歩いている。

9

通所付添サポート隊の活動



サポーターミーティングの様子



協議会の役割、意義

- ① サポーター同志のつながり
- ② 困りことや不安なこと、良かったことなど情報共有
- ③ 課題がみつかった時の解決の場
- ④ 今後の方針を決定する場

担い手について

開始時(H29.10)

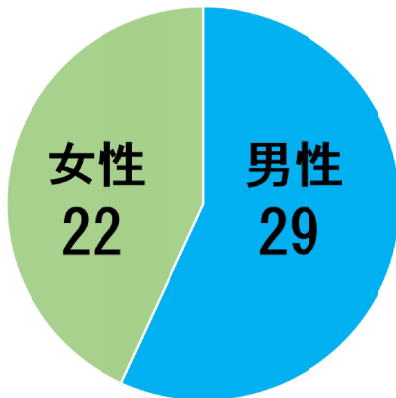
17人

現在(R1.9)

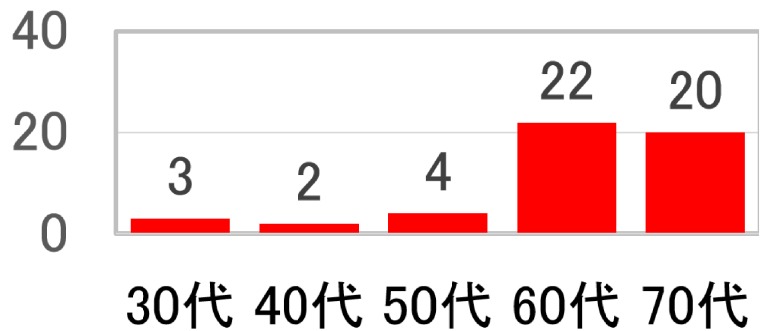
51人

2年

男女比(人)



年代別



通所付添サポーターの活動でいつまでも若々しく！



福岡市内の買い物支援事例と 社会福祉協議会による推進策

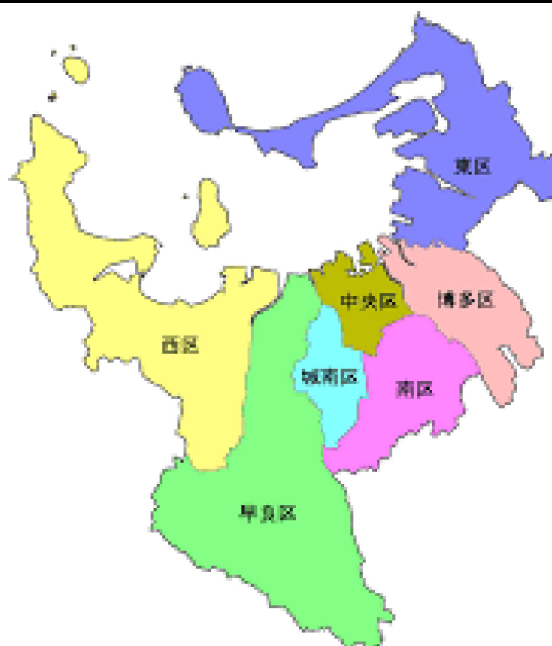
福岡市社会福祉協議会 地域福祉課
買い物支援推進員 山田 美和



1

福岡市の概要

人口：1,553,276人
世帯数：822,315世帯（参考）
高齢者人口：336,084人
高齢化率：21.6%
行政区：7
小学校区：149
（令和元年10月末）



2

社会福祉協議会（社協）とは

- 「社会福祉法」に規定（第109条・110条）
⇒“**地域福祉の推進**”に取り組む団体
- 住民一人ひとりの参加(=住民主体)により、
支え合い助け合う「福祉のまちづくり」
を推進している
- 地域福祉活動計画(5ヵ年計画)を策定し、
計画的に事業を推進。
※福岡市の社協の場合。現在、第5期計画(H28～R2)。



3

福岡市社協・各区社協の事務局体制

福岡市社会福祉協議会			各区社会福祉協議会
総務部	地域福祉部	生活支援部	
総務課 総務係 経理係 管理運営係	地域福祉課 地域福祉係 事業開発係 ファミリー・ サポート・ センター ボランティア センター	生活福祉課 生活福祉係 相談支援課 あんしん生活支援 センター 終活サポート センター 生活支援サービス係	東区社会福祉協議会 博多区社会福祉協議会 中央区社会福祉協議会 南区社会福祉協議会 城南区社会福祉協議会 早良区社会福祉協議会 西区社会福祉協議会

4

社協の地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）

- アウトリーチで地域ごとの実情を把握し、地縁団体や地域で活動するボランティアとのパイプを持つ専門職
- 福岡市では各小学校区の担当地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）を配置（区社協職員）
- 平成28年度から、「生活支援コーディネーター」を区社協に配置（福岡市では社協と地域包括支援センターに配置）
平成28年度4人→令和元年度7人（全区配置）



社協の地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）

住民の抱えている「困りごと」(個別支援)から
地域の「福祉課題」として提起

地域の課題解決に取り組む「活動」の支援
(地域支援)

福祉のまちづくり

※地域福祉活動を通して住民・ボランティア・
地域をエンパワメント

福岡市社協での買い物支援のはじまり

住民の困りごと

「近くにスーパーがなく、車もないし、バス停までも遠い」
「丘陵地に住んでいるので買い物が不便」

取組み

店頭で購入した商品を有料・無料で配達する店舗等を冊子にまとめ、必要な人に配布。

地域	社協
<ul style="list-style-type: none">配達を実施している店舗情報の提供	<ul style="list-style-type: none">提供された情報の確認と冊子へのとりまとめ



7

福岡市社協での買い物支援のはじまり

住民の困りごと

「宅配は助かるけれど、自分の目で見て買いたいときもある。」

取組み

福岡市南区の葬儀会社の(株)飛鳥に依頼し、友引の日にマイクロバスと運転手を提供してもらう。



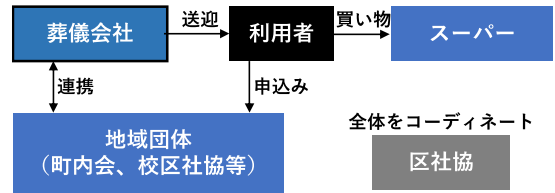
地域住民	社協
<ul style="list-style-type: none">乗車希望者のとりまとめ付添いボランティアの調整等	<ul style="list-style-type: none">葬儀会社への依頼保険の手続き買い物先との調整等

8

福岡市内での買い物支援事例 ～葬儀会社による買い物支援バスの運行～



イメージ図



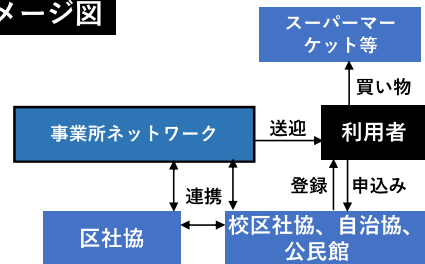
必要な要素

- ・協力してくれる葬儀会社
- ・付添人（地域ボランティア）
- ・地域団体
（利用者受付・ボランティアの手配等）
- ・特定の企業と連携することに対する住民の理解

福岡市内での買い物支援事例 ～事業所による買い物支援バスの運行～



イメージ図



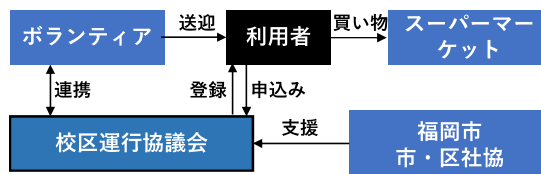
必要な要素

- ・協力してくれる事業所（ネットワーク）
- ・付添人（地域ボランティア）
- ・地域団体
（利用者受付・ボランティアの手配等）
- ・区社協（連携のコーディネート）

福岡市内での買い物支援事例 ～行政による買い物支援バスモデル～



イメージ図

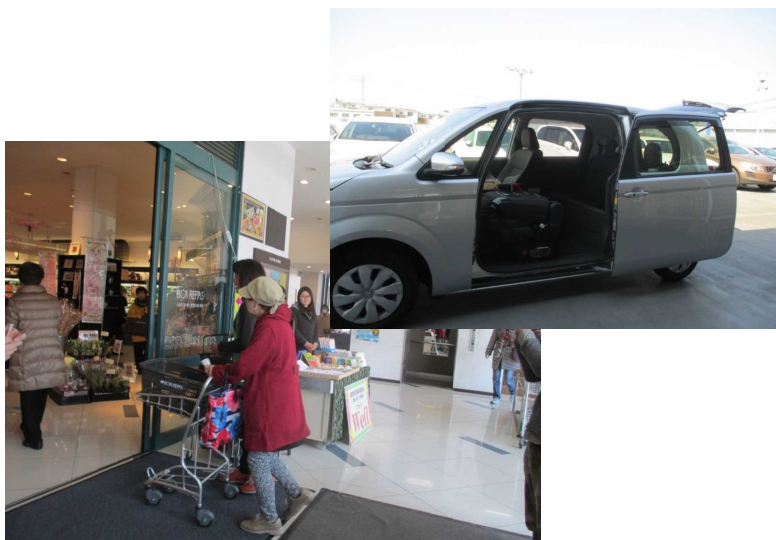


必要な要素

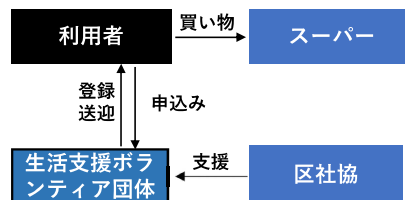
- ・運転手
(地域ボランティア・福祉事業所等の職員)
- ・付添人(地域ボランティア)
- ・運行を管理する地域団体
(地域団体の役割：ボランティアの確保・調整, 利用者の募集・登録, アンケート実施, 運行ルート設定・変更, 買い物先店舗との調整, 定期的な会議の開催等)
- ・車両(行政)

11

福岡市内での買い物支援事例 ～生活支援ボランティア団体による送迎～



イメージ図



必要な要素

- ・地域のボランティア団体
- ・他の地域団体との連携
(チラシ配布、利用者紹介)

12

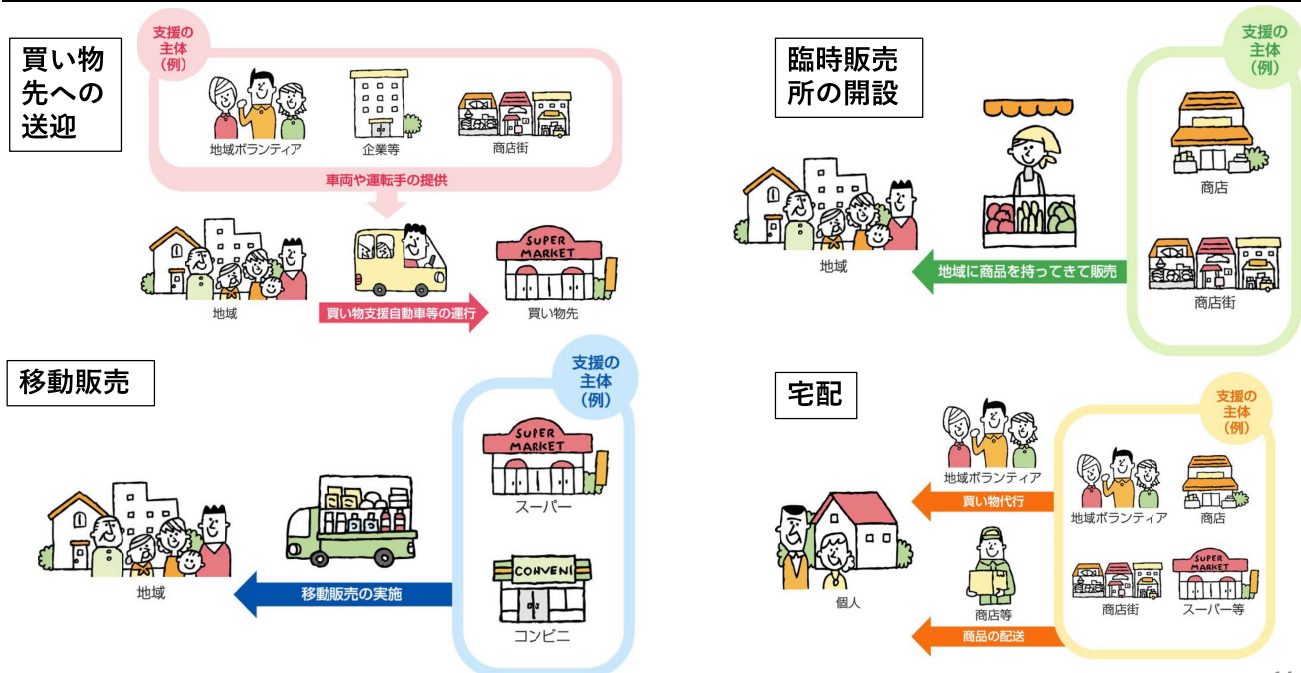
地域との協働による買い物等支援推進事業

- 福岡市からの委託事業で、専任の買い物支援推進員を設置し、支援を必要とする地域団体と協力企業のマッチングを実施して、地域の特性やニーズに応じた**持続可能な買い物支援の仕組みづくり**を行う。



13

買い物支援のいろいろ



14

地域との協働による買い物等支援推進事業 ～買い物支援モデル構築の取組み～

	希望する買い物支援	地域の特徴
A地区	買い物先への送迎、移動販売車	戸建ての多い丘陵地。
B地区	移動販売車	公営住宅で構成、高齢化率53.7%。
C地区	移動販売車、臨時販売所の開設	戸建ての多い丘陵地、2年前から買い物先への送迎実施中。
D地区	買い物先への送迎、臨時販売所の開設	戸建て住宅の割合が高い閑静な住宅地。
E地区	移動販売車	人口約700人の島。唯一の商店が昨年閉店。

15

地域との協働による買い物等支援推進事業 ～買い物支援に協力してくれる企業・事業者の開拓～

多様な主体・地域資源を活用するための取組みをしています。

- ・ 買い物支援協力企業等の登録管理

→ 買い物支援の福岡100PARTNERS

※福岡100 PARTNERSとは

「健康づくり」や「社会参加」、「生涯学習」など、人生100年時代にむけた市民一人ひとりのチャレンジを、福岡市と一緒に応援する事業者（企業・大学など）

- ・ 事業者向け買い物支援セミナーの開催
- ・ 買い物支援サイトの運営

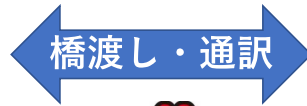


16

地域との協働による買い物等支援推進事業 ～社協がコーディネートする強み～

地域団体

- 地域の実情を知っている社協CSWが間に入って話し合いの場をつくってくれるなら安心…
- 地域にとってのメリット・デメリットを客観的に判断して助言してほしい。



福岡市社協

社会資源

(施設・事業所、企業など)

- どんな場で、誰に話を通すと受け入れてもらえるか。
- 地域のニーズは何？
- 地域のことを知っていて、こちら側の意向も理解して仲介してくれる人がいれば助かる…

